「レバレッジ比率の枠組みの見直し」の概要

2018年2月

金融庁／日本銀行

＊　当資料は、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）が公表した最終合意文書の内容の理解促進の一助として、作成されたものです。必ず最終合意文書（原文）に当たって御確認下さい。また、本資料の無断転載・引用は固くお断り致します。

目　次

1. スケジュール
2. 最低水準及びG-SIBに対する追加的要件
3. 主な見直しポイント

➢ 新しいレバレッジ・エクスポージャーの定義

① デリバティブ・エクスポージャー（修正SA-CCRの採用）

② デリバティブ・エクスポージャー（顧客清算取引）

③ デリバティブ・エクスポージャー（通貨ミスマッチ／クレジット・デリバティブ）

④ 有価証券等の未決済取引

⑤ オフバランスシート（OBS）項目

⑥ 引当金等

⑦ Cash pooling・レポ取引

➢ （参考）国際基準において2018年1月から適用可となるもの

1. スケジュール

2010年12月	銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制する目的でレバレッジ比率規制導入を表明（バーゼルⅢ）
2011年1月	レバレッジ・エクスポージャーの構成要素について、データ収集等を開始
2013年1月	試行期間開始
2014年1月	レバレッジ比率及び開示要件の改定枠組みを最終化
2015年1月	レバレッジ比率及びその構成要素の開示開始
2017年12月	レバレッジ比率の規制枠組みを最終化（G-SIBに対する追加的要件を含む）
2018年1月	第3の柱から第1の柱に移行（エクスポージャーは2014年1月公表の定義適用）
2022年1月	エクスポージャーの2017年12月公表の定義適用、およびG-SIBに対する追加的要件の適用開始

2. 最低水準及びG-SIBに対する追加的要件

● 全ての銀行に対する最低水準

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1資本}}{\text{エクスポージャー額（オンバランス項目＋オフバランス項目）}} \geqq 3\%$$

● G-SIBsに対する上乗せ水準

✓ 自己資本比率規制におけるG-SIBバッファーの50%をTier1資本で上乗せ。（自己資本比率規制上のG-SIBバッファーが1%の場合、レバレッジ比率規制上は0.5%を上乗せ）

✓ 例えば、レバレッジ比率0.5%の上乗せ水準を下回った場合、以下の資本流出制限を適用。

最低資本保全比率	レバレッジ比率（Tier 1）	（参考） CET1自己資本比率
100%	3% - 3.125%	4.5% - 5.375%
80%	> 3.125% - 3.25%	> 5.375% - 6.25%
60%	> 3.25% - 3.375%	> 6.25% - 7.125%
40%	> 3.375% - 3.5%	> 7.125% - 8%
0%	> 3.5%	> 8%

デリバティブ・エクスポージャー（修正SA-CCRの採用）

2014年 現行定義	✓ 修正カレント・エクスポージャー方式（CEM）により計算 エクスポージャー＝RC_{CEM}＋ PFE_{CEM} ✓証拠金によるエクスポージャー（RC）削減効果は、以下の例外を除いて認めない。 • 一定の要件を満たした現金変動証拠金(CVM)の受渡しは決済とみなし、RCを減額。
2016年 市中協議文書	✓ 修正標準的手法（SA-CCR）により計算 エクスポージャー ＝ 1.4 ×（RC_{SACCR} ＋ PFE_{SACCR}） ✓当初・変動証拠金によるエクスポージャー削減効果は、以下の例外を除いて認めない。 • 一定の要件を満たしたCVMの受渡しは決済とみなし、RCを減額（時価を完全に消滅させない場合でも減額可に変更）。 • 変動証拠金の受渡しによるマージン期間の短縮効果については、PFEの縮減を通してエクスポージャー計測に反映。
2017年 最終文書	✓ 修正SA-CCRにより計算 ✓ 市中協議文書と同内容。

RC: デリバティブ取引の再構築コスト（Replacement cost）　PFE:潜在的な将来エクスポージャー（Potential future exposure）

デリバティブ・エクスポージャー（顧客清算取引）

注）便宜上、再構築コストは0と仮定

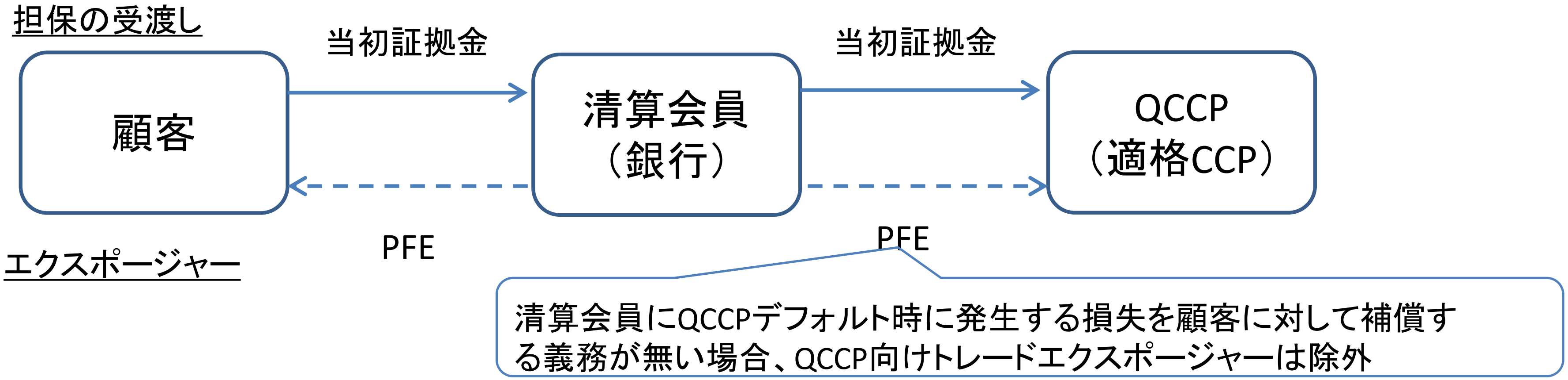

2014年 現行定義	✓ PFE_{CEM}の計算式には、もともと当初証拠金（IM）によるPFE削減効果なし。
2016年 市中協議文書	✓ PFE_{SACCR}の計算にあたり、IMによるPFE_{SACCR}削減効果を認めない（他のデリバティブ取引と同じ扱い）。
2017年 最終文書	✓ 市中協議文書と同内容。 ✓ ただし、中央清算取引に与える影響をモニターし、規制最終化から2年以内にレビューを完了させる（規制の影響評価プロジェクトのひとつとして、作業開始済み）。

デリバティブ・エクスポージャー（通貨ミスマッチ／クレジット・デリバティブ）

	通貨ミスマッチ	クレジット・デリバティブ
2014年 現行定義	✓ 現金変動証拠金（CVM）によるRC減額は、CVMを受け渡す決済通貨が同一であることが要件。 ✓ 決済通貨とは、マスターネッティング契約等において規定される決済通貨である（2014年10月FAQ暫定回答）。	✓ 売却したクレジット・デリバティブについては、カウンターパーティ信用リスク(CCR)に加え、実質的な想定元本をエクスポージャーとして捕捉。 ✓ 一定の要件を満たす場合、購入したクレジット・デリバティブとの相殺が可能。
2016年 市中協議文書	✓ CVMの通貨とマスターネッティング契約の終了通貨(*)とにミスマッチがある場合、ヘアカット適用を提案。	✓ クレジット・デリバティブの購入先がその参照先の信用リスクと相関が高い場合は相殺を認めないなどの相殺要件追加。
2017年 最終文書	✓ CVMと終了通貨にミスマッチがある場合でもヘアカット不要として、市中協議提案を削除。	✓ 市中協議文書と同内容。

(*) 例えば、ISDA AgreementにおけるTermination currency。 特定の取引の解約または全取引の一括解約の際に、清算に用いられる単一の通貨。

有価証券等の未決済取引

2014年 現行定義	✓ 有価証券等の売買に伴い生じる約定見返勘定の会計処理は会計基準により異なるが、エクスポージャーの算出方法につき、規制上の統一的な取扱いなし。
2016年 市中協議文書	✓ 受渡日に取引を認識する受渡日基準を採用している場合には、購入資産（未受渡）をエクスポージャーに含める（掛目100%）。 ✓ 取引日に資産・負債を認識する約定日基準を採用している場合には、資産・負債の相殺の可否、および相殺を可とする場合に以下の条件を必要とするか否かについて、意見募集。 ①マーケット･メーカーが実施する取引、 ②公正価値評価され、トレーディング勘定に含まれる資産、 ③Delivery-versus-payment決済、④その他。
2017年 最終文書	✓ 受渡日基準については、購入資産（未受渡）をエクスポージャーに含める（掛目100%）。 ✓ 約定日基準については、原則として相殺不可。 ✓ ただし、両基準とも以下の要件を満たす場合は資産・負債の相殺可。 ①公正価値評価され、トレーディング勘定に含まれる資産、 ②Delivery-versus-payment決済。

オフバランスシート（OBS）項目

2014年 現行定義	✓ 信用リスクに係る標準的手法で規定されている掛目(CCF)を適用してエクスポージャーを算出。 ✓ ただし、CCFに10%のフロアを適用。
2016年 市中協議文書	✓ 信用リスクに係る標準的手法で規定されている掛目(CCF)を適用してエクスポージャーを算出。 ✓ 信用リスクに係る標準的手法の第2次市中協議文書（2015年12月）では、OBS項目の取扱い見直しが提案されており、レバレッジ比率でも見直し後の取扱いを適用（CCFフロアなし）。 ✓ 証券化商品関連のOBSエクスポージャーについては、自己資本比率規制における証券化エクスポージャーに関する枠組みが2018年1月より実施予定のため、レバレッジ比率でも2018年1月より同枠組みに基づきOBSエクスポージャーを算出することを提案。
2017年 最終文書	✓ 市中協議文書と同内容。 ✓ ただし、証券化商品関連のOBSエクスポージャーについては、2018年1月より適用する提案を削除。

引当金等

2014年 現行定義	✓ 一般貸倒引当金はエクスポージャーから減額不可。 ✓ オフバランスシート(OBS)項目に関連する一般・個別貸倒引当金によるエクスポージャーの減額可否や規制上の価値調整(Prudent Valuation Adjustment)の取扱いは記載なし。
2016年 市中協議文書	✓ 一般・個別貸倒引当金ともに、Tier1資本を減少させる場合、エクスポージャーから減額可。 ✓ OBS項目に関連する一般・個別貸倒引当金がTier1資本を減少させる場合、掛目適用後のOBSエクスポージャーから減額可。 ✓ 市場流動性が低い資産に対するPVAがTier1資本から控除される場合、エクスポージャーから減額可。
2017年 最終文書	✓ 市中協議文書と同内容。 ✓ ただし、OBS項目については、掛目適用後のエクスポージャー以上の減額は不可。

Cash pooling・レポ取引

	Cash pooling	レポ取引
2014年 現行定義	✓ 実際の決済により各参加者の貸借残高が単一口座に集約され、銀行が各参加者の債務不履行に責任を負わない場合には集約後の残高をエクスポージャーとして捕捉。（2016年4月FAQ）	✓ オープンレポは相殺不可（2015年7月FAQ）。
2016年 市中協議文書	✓ Notional cash poolingについては、相殺不可。 ✓ Physical cash poolingについては、貸借残高が単一口座に日次で集約され、銀行が各参加者の債務不履行に責任を負わないことを条件に相殺可。	✓ 不変。
2017年 最終文書	✓ 貸借残高が単一口座に日次で集約される場合には、銀行が各参加者の債務不履行に責任を負わないことを条件に相殺可。 ✓ それ以外のケースでも、銀行の判断によりいつでも残高を集約することができるなど、一定の要件を満たす場合には相殺可。	✓ 不変。

（参考）国際基準において2018年1月から適用可となるもの

項目	主な内容
中央銀行預金	✓ 例外的なマクロ経済環境の下、中央銀行が金融政策を遂行する上で必要な場合は、各国裁量により、中央銀行預金をエクスポージャーから一時的に除外可能。 ✓ その場合、当局は健全性維持のためレバレッジ比率の最低水準の引上げが必要。 ✓ また、比較可能性や透明性維持のため、銀行は一時的な除外のインパクトを、当該除外を行わなかった場合のレバレッジ比率と併せて開示する必要。
証券化商品	✓ リスク移転に関する運用上の要件(*)を満たした証券化商品はエクスポージャーから除外可能。

(*) 原資産に関する重要な信用リスクが第三者へ移転されていることなど。詳細は「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」（2016年7月最終化） ﾊﾟﾗｸﾞﾗﾌ24参照。